

諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成25年3月19日（諮問第108号）

答申日：平成25年12月13日（答申第70号）

事件名：医務薬事課から保健所に対する協力依頼に関する書類の部分公開決定  
処分に対する異議申立てに関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、医療安全支援センターの情報提供に係る医務薬事課から保健所に対する協力依頼に関する書類（以下「本件対象文書」という。）について非公開とした部分のうち、資料4（「医療安全支援センターとしての実施事項」と題する文書をいう。以下同じ。）中2行目から4行目まで、9行目及び16行目から18行目までは公開するべきであり、別添（「特別養護老人ホーム〇〇〇に係る情報提供について」と題する文書をいう。以下同じ。）中第4項目が記載されている文書及び資料2（「〇〇〇緊急時の医療体制」と題する文書をいう。以下同じ。）の白抜きにされた部分は改めて公開をするかどうかの決定をするべきであるが、その他の部分について非公開とした決定は妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経緯

#### 1 公開請求の内容

異議申立人は、平成24年12月14日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書について公開請求を行った。

① 医務薬事課医療安全支援センター（以下「センター」という。）から

保健所に対する協力依頼に関する書類

- ② 特別養護老人ホーム〇〇〇（以下「〇〇〇」という。）に対する医務室開設許可書及び開設許可依頼書

## 2 実施機関の決定

実施機関は、平成24年12月28日、条例第10条第1項の規定に基づき、上記①に該当する行政文書について、部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。また、同日、同条第2項の規定に基づき、上記②に該当する行政文書について公開決定等をする期間を延長したうえで、平成25年1月11日、同条第1項の規定に基づき、公開決定処分を行い、異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成25年2月25日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張の要旨

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件対象文書に関して実施機関が行った本件処分について、その処分を取り消し、本件対象文書の非公開部分を公開することを求めるというものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立人から提出された異議申立書及び意見陳述によると、概ね次のとおりである。

今回の異議申立ては、ある施設の医療の問題として、異議申立人が経験した事案に関する書類についてのものである。その事案を解決してもらいたかったため、センターに相談したのだが、センターの職員には守秘義務があるということで、聞き取り調査をした内容についても教えてもらえず、調査の結果どうするのかということも分からず、相談に行っても相談にならない状況になっている。施設の中には年配の方やいろいろな病気を持っている方も入居しており、その人たちがされたことについて資料を集めているのだが、これは異議申立人個人の問題ではなく、今後の福祉や生命に関わる問題である。福祉施設の現状を知りつつ、入所されている人達の危険な状況を見て見ぬふりをしている訳にはいかないため、それを検証する意味でも公開は必要である。

本件対象文書のうち、〇〇〇が回答をした内容は、プライバシーの問題やその会社の不利益になるおそれがあるかもしれないため、公開できないかもしれないが、公務員として、その施設に行ってどういう話をしたのか、どういうことを聞いたのかについては、相談者の相談依頼に対しての聞き取り調査であるため、隠す必要はないと思っている。異議申立人の依頼に対して、県職員がその施設に行って、相談した内容について本当に聞いてくれたのか、その実績を確認したいのであって、調査に対して、相手がどのように回答したのかというところまでは求めていないつもりである。その実績を書類上で明確に示してもらわなければ、この問題についてきちんと調査をしてくれたのかが伝わってこない。また、県職員が判断した内容は、プライバシーにも関わらないし、公開、非公開の判断は的確にしてほしい。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

実施機関は、本件対象文書について部分公開決定を行った理由を次のように説明している。

## 1 本件対象文書について

本件対象文書は、医務薬事課から大仙保健所に対して、同課の職員が行う〇〇〇に対する聞き取り調査に同行を求める通知である。

本件対象文書には、調査の参考情報として、同課内に設置されているセンターの業務として同課職員が作成した相談者からの相談内容やその対応状況の記録等が添付されているが、当該内容はセンターに寄せられた相談対応業務に係るものであり、センターの業務に属する文書である。

センターの業務を行う職員には、医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11第4項により守秘義務が課せられており、相談内容等については、公開の要素を持たないものである。

## 2 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

別添中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓、資料2中医師の姓、資料3（「ケース記録」と題する文書をいう。以下同じ。）、資料5（平成23年1月6日に来庁者に対して健康福祉部関係課が対応した内容を記載した文書をいう。以下同じ。）中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号、資料6（秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務班長名の通知文書をいう。以下同じ。）中個人の氏名並びに資料7（「事実確認時に確認する内容（医療面）」と題する文書をいう。以下同じ。）中個人の姓は、いずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第1項第1号に該当し、非公開としたものである。

### 3 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

資料4は、相談者からの相談・要望事項であるが、これは相談者のみの意見であり、公開することにより法人の不当な評価となり、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため、条例第6条第1項第2号に該当し、非公開としたものである。

資料5中相談の記録、資料6中説明の内容及び資料7中確認する内容は、センターの相談対応記録及びセンターが〇〇〇の調査をする際に確認する内容をまとめたものであるが、これらは公開することにより当該法人の事業運営上の不利益につながるものであるため、同号に該当し、非公開としたものである。

### 4 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

別添中1及び4、資料4、資料5中相談の記録、資料6中説明の内容並びに資料7中確認する内容は、センターが受けた相談内容に係る相談対応記録であるため、条例第6条第1項第8号に該当し、非公開としたものである。

## 第5 調査審議の経過

- (1) 平成25年 3月22日 諮問の受付
- (2) 同 年 4月25日 実施機関の非公開理由説明書を收受
- (3) 同 年 8月 8日 審議
- (4) 同 年 9月12日 実施機関が意見陳述
- (5) 同 年11月22日 異議申立人が意見陳述、審議
- (6) 同 年12月 6日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、健康福祉部医務薬事課の職員が〇〇〇の調査を行うにあたり、医務薬事課長から大仙保健所長あてに送付した通知及びその添付書類である。

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、医務薬事課長から大仙保健所長あて通知、別添、資料1（「約束指示」と題する文書をいう。）、資料2、資料3、資料4、資料5、資料6及び資料7からなっていることが確認された。

実施機関は、本件対象文書のうち、別添中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓、資料2中医師の姓、資料3中表題及び項目名以外の部分、資料5中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号、資料6中個人の氏名並びに資料7中個人の姓を、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号に該当するとして非公開としている。

また、別添中1のうち項目名以外の部分、4のうち項目名及び記号以外の部分、資料4中表題以外の部分、資料5中相談の記録の部分、資料6中説明した内容の部分及び資料7中確認する内容の部分を、法令の規定により公開することができないとされている情報であるため、同項第8号に該当するとして非公開としている。

併せて、資料4中表題以外の部分、資料5中相談の記録の部分、資料6中説明した内容の部分及び資料7中確認する内容の部分を、法人等に関する情報であって、公開することにより当該法人等の事業運営上の地位が損なわれると認められるものであるため、同項第2号に該当するとして非公開としている。

なお、別添中第4項目が記載されている文書及び資料2において、職員が手書きで記入した部分が白抜きにされ、情報が記載されていることが分からない状態になっている部分が認められた。

## 2 条例第6条第1項第1号（個人に関する情報）該当性について

本号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、個人の尊重という観点から、原則として、個人を識別することができる情報を非公開として取り扱うこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開とされている部分ごとに、特定の個人を識別することができるものに該当するかどうか検討する。

### (1) 別添中2の相談者（情報提供者）の概要のうち氏名、年齢、住所、電話及び入所していた親族の概要のうち氏名、年齢、体重、主な疾患、背景並びに3の個人の姓について

当該部分には、センターに対して相談をした者に関する情報及び当該相談者の親族に関する情報が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

### (2) 資料2中医師の姓について

当該部分には、〇〇〇に係る医師の姓が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

### (3) 資料3中表題及び項目名以外の部分について

当該部分には、〇〇〇の特定の入所者の氏名、看護記録等が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(4) 資料5 中表題のうち個人の姓、来庁者、住所及び電話番号について

当該部分には、来庁者に関する情報が記載されているが、これらは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(5) 資料6 中個人の氏名について

当該部分には、名あて人の氏名が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

(6) 資料7 中個人の姓について

当該部分には、個人の姓が記載されているが、これは特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

なお、本件対象文書のうち本号本文に該当することを理由として非公開とされている部分は、本号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

### 3 条例第6条第1項第8号（法令秘情報）該当性について

本号は、法令若しくは条例の規定又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項に規定する基準その他実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により公開することができないとされている情報を非公開情報としている。

本号の趣旨は、法令の規定等により公開することができないとされている情報については、この条例においても公開することはできないことを確

認的に規定したものである。

本号の該当性について、実施機関は、医療法第6条の11第4項において、センターの業務に従事する者には守秘義務が課せられていることから公開することができない旨主張しているところ、秘密とは、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうものである。

当審査会では、本件対象文書について、本号に該当することを理由として非公開とされている部分ごとに、医療法第6条の11第4項に規定する「秘密」として、法令の規定等により公開することができないとされている情報に該当するかどうか検討する。

(1) 別添中1のうち項目名以外の部分並びに4のうち項目名及び記号以外の部分について

当該部分には、センターが受けた相談内容等が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(2) 資料4中表題以外の部分について

資料4中2行目から4行目まで及び16行目から18行目までには、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これらは通常行うべき業務を行った事実が記載されているにすぎないことから、実質的に秘密として保護するに値するとは認められないため、条例第6条第1項第8号に該当するとは認められない。

資料4中9行目には、〇〇〇の職員に関する情報が記載されているが、

これは他の関連文書ですでに明らかにされているものであり、秘密とは認められないため、同号に該当するとは認められない。

資料4中それ以外の部分には、センターが受けた相談内容等が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(3) 資料5中相談の記録の部分について

当該部分には、健康福祉部関係課が来庁者と対応した内容が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(4) 資料6中説明した内容の部分について

当該部分には、センターが受けた相談内容について、相談者に対して説明をした内容が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

(5) 資料7中確認する内容について

当該部分には、センターが受けた相談内容について、〇〇〇に確認する内容が記載されているが、これらは一般には了知されていない非公知の事

項であり、これらを公開することにより、センターの基本方針である患者と医療機関等との信頼関係の構築を支援することが困難になるおそれがあると認められることから、実質的に秘密として保護するに値すると認められる。

#### 4 条例第6条第1項第2号（法人等に関する情報）該当性について

本号は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められるものを非公開情報としている。

本号の趣旨は、法人その他の団体及び個人事業者の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、公開することにより、事業を行うものの事業活動その他正当な利益を害することになるような情報は、公開しないこととしたものである。

当審査会では、本件対象文書について、実施機関が本号に該当することを理由として非公開としている部分のうち、すでに条例第6条第1項第8号に該当するため非公開が妥当であると判断した部分を除いた部分について、〇〇〇の事業運営上の地位が損なわれると認められるものに該当するかどうか検討する。

##### (1) 資料4中2行目から4行目まで及び16行目から18行目までについて

当該部分には、センターが相談対応業務を行った内容が記載されているが、これらは通常行うべき業務を行った事実が記載されているにすぎないことから、公開することにより、当該施設の事業運営上の地位を損なうとは認められないため、同項第2号に該当するとは認められない。

(2) 資料4中9行目について

当該部分には、〇〇〇の職員に関する情報が記載されているが、これは当該施設の対応者が記載されているのみであり、公開することにより、当該施設の事業運営上の地位を損なうとは認められないため、同号に該当するとは認められない。

5 白抜きの部分について

実施機関は、職員の認識不足により、本件対象文書に職員が手書きで記入した部分を白抜きにし、情報が記載されていることが分からない状態の写しを作成して、異議申立人に対して交付した旨説明する。

この点については、職員が手書きで記入した部分も行政文書の一部を構成するものであることから、当該部分についても白抜きをすることなく、条例の規定により公開をするかどうかの決定をしなければならないものである。

したがって、本件対象文書のうち、別添中第4項目が記載されている文書及び資料2の白抜きにされた部分については、改めて公開をするかどうかの決定をするべきである。

第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	阿 部 千鶴子	司法書士
	池 村 好 道	秋田大学副学長
会 長	柴 田 一 宏	弁護士
	田 仲 和 子	消費生活実践グループin秋田「こまちの会」 副代表
会長代理	三 浦 清	弁護士